

## 2 - 2 分収造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 署	総 数		設定区部分林		旧慣部分林		学校分収造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成 22 年 3 月 31 日	830	7,390	-	-	-	-	151	339
平成 23 年 3 月 31 日	838	7,387	-	-	-	-	147	331
平成 24 年 3 月 31 日	845	7,443	-	-	-	-	145	326
平成 25 年 3 月 31 日	833	7,449	-	-	-	-	140	320
<b>平成 26 年 3 月 31 日</b>	<b>819</b>	<b>7,417</b>	-	-	-	-	<b>126</b>	<b>293</b>
石狩	31	127					8	15
空知	66	625					4	7
(北空知)	22	81					11	20
胆振東部	16	81					2	11
日高北部	14	37					5	5
日高南部	7	19					2	1
留萌北部	41	394					5	12
留萌南部	119	537					4	5
上川北部	49	678					15	57
宗谷	130	1,895					1	6
上川中部	21	180					5	10
上川南部	28	370					9	19
網走西部	17	119					5	15
(西紋別)	19	134					7	16
網走中部	52	440					15	37
網走南部	37	345					5	14
根釧西部	24	175					6	15
根釧東部	14	197					2	2
十勝東部	31	424					5	5
十勝西部	7	88					2	3
(東大雪)	10	197					1	0
後志	4	7						
檜山	42	107					7	16
渡島	18	156						

1 本表は、分収造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧慣部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)

## 2 - 2 分収造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 署	各種記念分収造林		林業構造改善分収造林		山村振興分収造林		一般分収造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成 22 年 3 月 31 日	197	1,968	16	495	8	93	458	4,495
平成 23 年 3 月 31 日	211	2,053	13	431	8	93	459	4,478
平成 24 年 3 月 31 日	218	2,124	13	431	8	93	461	4,470
平成 25 年 3 月 31 日	215	2,140	14	431	8	93	456	4,464
<b>平成 26 年 3 月 31 日</b>	<b>217</b>	<b>2,150</b>	<b>14</b>	<b>431</b>	<b>8</b>	<b>93</b>	<b>454</b>	<b>4,450</b>
石狩	9	56					14	56
空知	28	323					34	296
(北空知)	4	30					7	31
胆振東部	2	17					12	53
日高北部	3	8					6	25
日高南部	4	5					1	12
留萌北部	15	168					21	215
留萌南部	16	216					99	317
上川北部	16	335					18	286
宗谷	34	354	3	240	7	87	85	1,208
上川中部	5	36			1	6	10	127
上川南部	7	59					12	292
網走西部	5	55					7	50
(西紋別)	4	45	1	26			7	47
網走中部	12	75	8	151			17	178
網走南部	17	160	1	10			14	161
根釧西部	3	52					15	108
根釧東部	7	32					5	163
十勝東部	8	62					18	356
十勝西部	1	5					4	80
(東大雪)	1	12					8	185
後志							4	7
檜山	10	24	1	5			24	62
渡島	6	21					12	135

1 本表は、分収造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧償部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)